

土木工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

公共工事設計労務単価の運用に係る香川県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第60条の規定の運用（以下「特例措置」という。）については、下記によることとしたので通知します。

記

1 特例措置の対象となる建設工事

特例措置の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、令和6年3月1日以降に契約を締結する建設工事のうち、令和5年3月改定の土木工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を算出しているものとする。

2 特例措置の請求

対象工事の受注者（以下「受注者」という。）は、特例措置により、旧労務単価に基づく契約を令和6年3月改定の土木工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議（以下「変更協議」という。）を発注者に対し請求することができる。

なお、発注者は受注者に対し、対象工事である旨の通知を「様式1-1」により行うものとする。

また、今後落札決定を行う対象工事については、発注者は落札者に対し、本特例措置の適用が可能であることを説明した上で契約を行うこと。具体的には、「様式1-2」を契約時に添付・配布することにより、説明に代えるものとする。

3 特例措置の請求期限

受注者は、変更協議を請求するときは、「様式1-1」「様式1-2」の通知日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。

4 特例措置による請負代金額の変更方法等

請負代金額の変更方法等については、約款第24条の規定を準用する。

ただし、変更後の請負代金額については、次の式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税}) / 100$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表す。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された工事価格

k ：当初契約の請負比率（当初の請負代金額÷当初の設計金額）

※： $P_{\text{新}} \times k$ の値は、千円未満を切り捨てとする。

5 変更協議等の手順

(1) 特例措置対象工事の通知（発注者 ⇒ 受注者）

発注者は、変更契約が可能な工事について、「様式1-1」「様式1-2」により受注者に通知する。

(2) 請負代金額の変更協議の請求（受注者 ⇒ 発注者）

受注者は、請負代金額の変更を希望する場合、「様式1-1」「様式1-2」の通知日の翌日から起算して14日以内に、「様式2」により発注者に請求する。

なお、受注者は、協議開始日までに「様式7」を送付することにより、本請求を取り下げることができる。

(3) 協議開始日の通知（発注者 ⇒ 受注者）

発注者は、「様式2」を受領した日から7日以内に「様式3」により通知を行う。通知に記載する協議開始日の設定については、現契約の最終工期に併せた変更契約が可能となるよう留意すること。（繰越予定の工事にあっても、年度内工期内に下記（5）まで完了しておく必要がある。）

(4) 特例措置の変更額協議開始の通知（発注者 ⇒ 受注者）

発注者は受注者に対し、特例措置に基づく変更額の協議開始を「様式4」により通知する。通知する日は、原則として、上記（3）で通知した協議開始日とする。

(5) 特例措置変更額の確定（受注者の承諾：協議開始から14日以内）

変更額に同意する場合は、受注者は発注者に対し、協議開始から14日以内に「様式5」を送付する。

協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者は受注者に対し「様式6」による決定通知を送付する。

(6) 変更契約締結（受注者 ⇔ 発注者）

特例措置に係る変更契約については、精算変更時点で行うことができるものとする。

また、最終変更前に特例措置に関する変更契約を実施している場合は、最終変更時に額の精算を行うこと。

6 その他

本通知に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。